

2021年11月24日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

現物型 ETF の設定・交換単位変更に伴う約款付表変更のお知らせ

当社は、下記の対象 ETF について、設定・交換単位を変更することに伴い、約款付表の関連箇所を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	(1343)
NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	(1480)
NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	(1577)
NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信	(1615)
NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信	(1617)
NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信	(1618)
NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信	(1619)
NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信	(1620)
NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信	(1621)
NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信	(1622)
NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信	(1623)
NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信	(1624)
NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信	(1625)
NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信	(1626)
NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信	(1627)
NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信	(1628)
NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信	(1629)
NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信	(1630)
NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信	(1631)
NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信	(1632)
NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信	(1633)
NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数 (セレクト) 連動型上場投信	(2518)

[変更の内容および理由]

各 ETF の設定・交換単位を、約款付表の変更適用日（次頁参照）の申込分より、下表の通り変更いたします。設定単位については、2 種類に変更いたします。

これに伴い、約款付表における設定・交換口数および信託終了時の交換口数を、次頁以降の新旧対照表の通り変更いたします。

当該変更は、投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

ファンド名	設定単位(口)			交換単位(口)	
	変更後 (小)	変更後 (大)	変更前	変更後	変更前
NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	25,000	200,000	200,000	25,000	200,000
NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	8,000	40,000	40,000	8,000	40,000
NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	2,500	20,000	20,000	2,500	20,000
NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信	70,000	1,000,000	1,000,000	70,000	1,000,000
NEXT FUNDS 食品(TOPIX-17)上場投信	1,000	5,000	5,000	1,000	5,000
NEXT FUNDS エネルギー資源(TOPIX-17)上場投信	500	10,000	1,000	500	1,000
NEXT FUNDS 建設・資材(TOPIX-17)上場投信	2,000	10,000	10,000	2,000	10,000
NEXT FUNDS 素材・化学(TOPIX-17)上場投信	1,500	10,000	10,000	1,500	10,000
NEXT FUNDS 医薬品(TOPIX-17)上場投信	1,500	20,000	5,000	1,500	5,000
NEXT FUNDS 自動車・輸送機(TOPIX-17)上場投信	1,500	20,000	5,000	1,500	5,000
NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄(TOPIX-17)上場投信	1,000	5,000	5,000	1,000	5,000
NEXT FUNDS 機械(TOPIX-17)上場投信	1,500	20,000	5,000	1,500	5,000
NEXT FUNDS 電機・精密(TOPIX-17)上場投信	2,000	20,000	20,000	2,000	20,000
NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他(TOPIX-17)上場投信	6,000	25,000	25,000	6,000	25,000
NEXT FUNDS 電力・ガス(TOPIX-17)上場投信	2,000	10,000	5,000	2,000	5,000
NEXT FUNDS 運輸・物流(TOPIX-17)上場投信	2,000	10,000	10,000	2,000	10,000
NEXT FUNDS 商社・卸売(TOPIX-17)上場投信	1,000	5,000	5,000	1,000	5,000
NEXT FUNDS 小売(TOPIX-17)上場投信	3,000	15,000	15,000	3,000	15,000
NEXT FUNDS 銀行(TOPIX-17)上場投信	1,500	30,000	15,000	1,500	15,000

NEXT FUNDS 金融(除く銀行)(TOPIX-17)上場投信	1,500	5,000	5,000	1,500	5,000
NEXT FUNDS 不動産(TOPIX-17)上場投信	500	5,000	5,000	500	5,000
NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数(セレクト)連動型上場投信	90,000	500,000	500,000	90,000	500,000

[約款付表変更の日程]

約款付表変更の届出日：2021年12月24日

約款付表変更の適用日：

2021年12月27日 NEXT FUNDS 野村日本株高配当70連動型上場投信
2022年1月19日 NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信
NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数(セレクト)連動型上場投信
2022年3月29日 TOPIX-17 シリーズ
2022年3月30日 NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信
2022年4月27日 NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

[約款付表の変更箇所および新旧対照表]

- ・対象ETF
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
変更箇所：信託終了時の交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~6. <略> 7. 信託約款第46条第1項の別に定める一定口数は、「 <u>2万5,000口</u> 」とします。	(付表) 1. ~6. <同左> 7. 信託約款第46条第1項の別に定める一定口数は、「 <u>20万口</u> 」とします。

・対象 ETF

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

変更箇所：設定・交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「8,000 口」</u>または「4 万口」とします。</p> <p>4. ～6. <略></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>8,000 口</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める一定口数は、「4 万口」とします。</p> <p>4. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>4 万口</u>」とします。</p>

・対象 ETF

NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信

変更箇所：設定・交換口数／信託終了時の交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める口数は、<u>「2,500 口」</u>または「2 万口」とします。</p> <p>5. ～6. <略></p> <p>7. 信託約款第 40 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>2,500 口</u>」とします。</p> <p>8. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2,500 口</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める口数は、「2 万口」とします。</p> <p>5. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 40 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>2 万口</u>」とします。</p> <p>8. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口</u>」とします。</p>

・対象 ETF

NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信

変更箇所：信託終了時の交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～6. <略></p> <p>7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>7 万口</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>100 万口</u>」とします。</p>

・対象 ETF

- NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信
- NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信

変更箇所：信託終了時の交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(附表) 1. ～6. <略> 7. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「● <u>口</u> 」とします。	(附表) 1. ～6. <同左> 7. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「● <u>口</u> 」とします。

対象ファンド	●口	
	(変更後)	(変更前)
NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信	1,000	5,000
NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信	500	1,000
NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信	2,000	1 万
NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信	1,500	1 万
NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信	1,500	5,000
NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信	1,500	5,000
NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信	1,000	5,000
NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信	1,500	5,000
NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信	2,000	2 万
NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信	6,000	2 万 5,000
NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信	2,000	5,000
NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信	2,000	1 万
NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信	1,000	5,000
NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信	3,000	1 万 5,000
NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信	1,500	1 万 5,000
NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信	1,500	5,000
NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信	500	5,000

・対象 ETF

NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数 (セレクト) 連動型上場投信

変更箇所：設定・交換口数

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、 <u>「9 万口」</u> または「50 万口」とします。 5. ～6. <略> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>9 万口</u> 」とします。	(付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「50 万口」とします。 5. ～6. <同左> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>50 万口</u> 」とします。

[約款付表変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きは行ないません。

以 上